

## 《お 知 ら せ》

### 入 学 金 ・ 授 業 料 な の の 振 込 み に あ た っ て

入学金・授業料などを金融機関で振り込む際には、本人確認書類をご用意下さい！

(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)

平成19年1月4日から、本人確認手続に関する法令の改正(\*)により、金融機関において10万円を超える現金(\*\*)の振込みを行う場合には、本人確認書類の提示が必要となります(ATMでは、10万円を超える現金の振込みができません)。

10万円を超える入学金・授業料などの現金振込みの際には、指定の振込用紙とともに、振込みの手続を行う方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用下さい。

\* マネー・ロンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて行われたものです。

\*\* 現金ではなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合は、ATM・窓口のいずれにおいても、これまでと同様の手順・方法で振込むことができます。(口座開設の際に本人確認の手続が済んでいない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となる場合があります。)

§ 本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では、10万円を超える現金による入学金・授業料などの振込みができません。

§ 保護者(保証人)の方などが、振込名義人(入学者、学生など)に代わって振込み手続を行う場合には、金融機関から、振込みの目的(入学金・授業料などであること)を尋ねられることがあります。

§ 詳しくは、振込みを依頼する金融機関にお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

東京芸術大学会計課経理係

050-5525-2046 / 2047